

(案 1 1)
公 告

下記のとおり入札を実施するので、入札説明書及び入札心得書を熟知の上、参加されたい。

令和 4 年 6 月 2 日
支出負担行為担当官
北関東防衛局長 扇谷 治

1 入札方式 一般競争入札

2 入札に付する事項

- (1) 件 名：令和 4 年度使用料算定に係る宇都宮駐屯地外 20 施設の不動産鑑定評価業務及び朝霞駐屯地外 42 施設の意見書提出
- (2) 履行内容：令和 4 年度における自衛隊施設（土地等）の行政財産使用料算定のため、宇都宮駐屯地外 20 施設の不動産鑑定評価を実施するとともに、朝霞駐屯地外 42 施設の使用料単価の時点修正率を意見書として提出させるため、一般競争入札を実施し、これら業務を不動産鑑定士に業務委託するものである。
- (3) 規格及び数量：仕様書のとおり
- (4) 履行場所：栃木県宇都宮市ほか
- (5) 履行期間：契約締結日の翌日から令和 5 年 3 月 24 日まで
- (6) 本件は、入札及び資料提出等を電子調達システムで行う案件である。ただし、電子調達システムにより難しい場合は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。
- (7) なお、紙入札方式の承諾に関しては北関東防衛局総務部契約課に「紙入札方式参加承諾願」を提出するものとする。

3 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 令和 4・5・6 年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等（調査・研究）」の「C」又は「D」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するものであること。（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

- (3) 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号）第 22 条第 1 項に規定する登録を受けた者であること。
- (4) 北関東防衛局管内（東京都、埼玉県、千葉県、茨城県、群馬県、栃木県、新潟県、長野県）に事務所を設けている者であること。
- (5) 防衛省から指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 会社更生法又は民事再生法による手続開始（更生・再生）の申立てがなされている者（再度級別の格付けを受けた者を除く。）でないこと。
- (7) 暴力団関係者の排除
 - ア 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
 - イ 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは、契約を行わない。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒330-9721 埼玉県さいたま市中央区新都心 2 - 1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館

北関東防衛局総務部契約課契約審査係

TEL 048-600-1800（内線 2805 又は 2449）

FAX 048-600-1842

メールアドレス shinseibutu-kk@ext.n-kanto.rdb.mod.go.jp

(2) 入札説明書等の交付期間等

ア 交付期間 令和 4 年 6 月 2 日から同年 6 月 22 日まで。ただし、最終日は正午まで。

イ 交付場所

・電子入札 電子調達システム <https://www.geps.go.jp/>

・紙入札 (1)に同じ。行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日を除く（以下「行政機関の休日」という。）毎日、9時から17時までとする（正午から13時までの間を除く。）。ただし、最終日は正午まで。

(3) 紙入札方式参加承諾願の提出期間等

ア 提出期間 令和 4 年 6 月 2 日から同年 6 月 22 日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、9時から17時まで（正午から13時までの間を除く。）。ただし、最終日は正午必着とする。

イ 提出場所 (1)に同じ。

ウ 提出方法 持参、郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）又は電子メールにより提出するこ

と。

(4) 一般競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期間等

ア 電子調達システムによる場合

(ア) 提出期間 令和4年6月2日から同年6月22日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、9時から17時まで。ただし、最終日は正午まで。

(イ) 提出方法 電子調達システムにより提出すること。

イ 紙入札方式による場合

(ア) 提出期間 令和4年6月2日から同年6月22日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、9時から17時まで（正午から13時までの間を除く。）。ただし、最終日は正午必着とする。

(イ) 提出場所 (1)に同じ。

(ウ) 提出方法 持参、郵送等又は電子メールにより提出すること。

(5) 入札書の提出期限等

ア 電子調達システムによる場合

提出期限 令和4年6月29日正午まで。

提出方法 電子調達システムにより提出すること。

イ 紙入札方式による場合

提出期限 令和4年6月29日正午必着とする。

提出場所 北関東防衛局総務部契約課契約第2係

提出方法 持参又は郵送等により提出すること。

(6) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和4年6月30日10時

イ 場所 北関東防衛局 8階入札室

さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館

(7) 電子調達システムについての問い合わせ先

政府電子調達（G E P S）ホームページ

<https://www.geps.go.jp/>

ただし、申請書類、応札等の締切時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、

(1)へ連絡すること。

(8) 電子調達システムにおいて、システム障害が発生した場合には、日時及び入札方法等を変更する場合がある。

5 適用する契約事項

(1) 契約条項

(2) 暴力団排除に関する特約条項

(3) 談合等の不正行為に関する特約条項

(4) 保有個人情報の取扱いに関する特約条項

6 落札者の決定方法

- (1) 予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (2) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第 85 条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第 86 条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること（消費税を除いた価格を入札書に記載する。）。

7 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (4) 入札説明書等を受け取っていない者の入札参加は認めない。
- (5) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

入札説明書

北関東防衛局の一般競争入札に係る入札公告に基づく入札等については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令（昭和55年大蔵省令第45号）、防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）、その他の関係法令に定めるもののほか、この入札説明書の定めるところによるものとする。

1 入札公告日 令和4年6月2日

2 契約担当官等

支出負担行為担当官

北関東防衛局長 扇谷 治

〒330-9721 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館

3 入札に付する事項

- (1) 件名：令和4年度使用料算定に係る宇都宮駐屯地外20施設の不動産鑑定評価業務及び朝霞駐屯地外42施設の意見書提出
- (2) 履行内容：仕様書のとおり
- (3) 履行場所：仕様書のとおり
- (4) 履行期間：契約締結日の翌日から令和5年3月24日まで

4 担当部局

〒330-9721 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

北関東防衛局総務部契約課契約審査係

電話 048-600-1800（内線2805又は2449）

FAX 048-600-1842

メールアドレス shinseibutu-kk@ext.n-kanto.rdb.mod.go.jp

5 電子調達システムの利用について

- (1) 本件は、入札及び資料提出等を電子調達システムで行う案件である。電子調達システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。なお、電子調達システムにより難しい場合は、別紙様式1「紙入札方式参加承諾願」を提出し、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

ア 提出期間 令和4年6月2日から同年6月22日まで（「行政機関の休日に関する法律」（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、9時から17時まで（正午から13時の間を除く。）。ただし、最終日は正午必着とする。

イ 提出場所 上記4に同じ。

ウ 提出方法 持参、郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）又は電子メールにより提出すること。

- (2) 電子調達システムで使用できる IC カードは、代表者又は当該入札案件に関する入札・見積権限について委任を受けた者の IC カードのみである。

6 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 令和4・5・6年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等（調査・研究）」の「C」又は「D」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

- (3) 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条第1項に規定する登録を受けた者あること。

- (4) 北関東防衛局管内（東京都、埼玉県、千葉県、茨城県、群馬県、栃木県、新潟県、長野県）に事務所を設けている者であること。

- (5) 防衛省から指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。

- (6) 会社更生法又は民事再生法による手続開始（更生・再生）の申立てがなされている者（再度級別の格付けを受けた者を除く。）でないこと。

- (7) 暴力団関係者の排除

ア 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。

イ 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは、契約を行わない。

- (8) 本競争の参加希望者は競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、別紙様式2「一般競争参加資格確認申請書」、(2)から(4)までを確認できる証明の写しを提出しなければならない。

ア 電子調達システムによる場合

提出期間 令和4年6月2日から同年6月22日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、9時から17時まで。ただし、最終日は正午まで。

提出方法 電子調達システムにより提出すること。

イ 紙入札方式による場合

提出期間 令和4年6月2日から同年6月22日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、9時から17時まで（正午から13時までの間を除く）。ただし、最終日は正午必着とする。

提出場所 上記4に同じ。

提出方法 持参、郵送等又は電子メールにより提出すること。ただし、郵送等による場合は、令和4年6月22日正午必着とする。

7 質問書の提出及び回答

- (1) 疑義が生じた場合は、質問書（別添質問書様式）を上記4で示す場所に令和4年6月22日（行政機関の休日を除く。）までの毎日、9時から17時まで（正午から13時の間を除く。）に提出すること。ただし、最終日は正午必着とする。

なお、電話による問い合わせについては応じない。

- (2) (1)の質問書に対する回答は、令和4年6月24日までに上記4に示す担当職員が行う。

8 入札書の提出方法等

- (1) 電子調達システムによる場合

提出期間 令和4年6月27日から同年6月29日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、ただし、最終日は正午までとする。

提出方法 電子調達システムにより提出すること。

- (2) 紙入札方式による場合

提出期間 令和4年6月27日から同年6月29日（行政機関の休日を除く。）の毎日、9時から17時まで（正午から13時までの間を除く。）。ただし、最終日は正午必着とする。

提出場所 北関東防衛局総務部契約課契約第2係

提出方法 入札心得書第3条第6項に定める様式2「入札書」を封筒に入れ封かんのうえ、入札件名、開札日時、会社名及び入札者の氏名（法人の場合）

合は、その名称または商号)を朱書きし、提出する。

- (3) 入札者は、提出した入札書の引換、変更または取消をすることはできない。
- (4) 入札において、代理人が入札する場合には、入札心得書第3条第3項に定める様式1の「委任状」を提出しなければならない。
- (5) 入札者又はその代理人は、本件入札について他の入札者の代理人を兼ねることはできない。

9 開札

(1) 開札の日時及び場所

ア 開札日時 令和4年6月30日10時

イ 開札場所 北関東防衛局8階入札室

- (2) 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
- (3) 紙入札参加者は、開札に立ち会わない場合でも、その者から提出された入札書は有効なものとして取り扱う。
- (4) (3)の場合において、再度の入札を行うこととなったときは、再度の入札の締切時刻までに入札書を提出することとする。なお、締切時刻までに入札書の提出がなかった場合は再度の入札を辞退したものとする。
- (5) 第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、発注者から再度入札通知書を送信するので、パソコンの前でしばらく待機すること。また、紙入札参加者には再度入札の日時等を発注者から通知するものとする。

10 入札の無効

(1) 次に掲げる入札は無効とする。

ア 上記6に示した競争参加資格のない者のした入札。

イ 仕様書及び入札心得書において示した条件等、入札に関する条件に違反した入札。

ウ 支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても開札の時に上記6に掲げる資格のない者のした入札。

(2) 以下の各号に該当する入札書は無効とする。

ア 入札金額、入札者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名の記載）及び代表者電話番号の記載がない入札書（代理人が入札する場合は、代理人の氏名及び代理人電話番号を併せて記入すること。）。

イ 入札金額の記載が明確でない入札書。

ウ 入札者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び

代理人の氏名が明確でない入札書。

- (3) (1)及び(2)の無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

1 1 落札者の決定方法

- (1) 予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (2) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第 85 条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第 86 条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること（消費税を除いた価格を入札書に記載する。）。
- (4) 開札の結果、落札となるべき者が二人以上あるときは、「くじ」で落札者を決定する。「くじ」の実施方法は電子くじとし、詳細は発注者から指示をする。

1 2 契約書作成の要否及び契約条項

- (1) 契約締結に当たっては、契約書を作成する。
- (2) 契約条項は、別紙契約書（案）のとおりとする。

1 3 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札参加者は、入札心得書及び契約書案を熟読し、入札心得書を遵守すること。

別紙様式 1
(用紙 A 4)

令和 年 月 日

紙入札方式参加承諾願

- 1 発注件名 令和 4 年度使用料算定に係る宇都宮駐屯地外 2 0 施設の不動産鑑定評価業務及び朝霞駐屯地外 4 2 施設の意見書提出
- 2 電子調達システムでの参加ができない理由

上記の案件は、電子調達対象案件ではありますが、当社においては上記理由により電子調達システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

住 所
商号又は名称
役 職
代表者氏名
電 話 番 号

支出負担行為担当官

北関東防衛局長 扇谷 治 殿

注：返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（404 円）の切手を貼付した長 3 号封筒を承諾願と併せて提出して下さい。

一般競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
北関東防衛局長 殿

住 所
商号又は名称
役 職
代表者氏名
電 話 番 号

令和4年6月2日付けで入札公告のありました令和4年度使用料算定に係る宇都宮駐屯地外20施設の不動産鑑定評価業務及び朝霞駐屯地外42施設の意見書提出に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当する者でないこと並びに添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札説明書6（2）に定める資格審査結果通知書(防衛省競争参加資格)の写し
- 2 入札説明書6（3）を確認できる書類
- 3 入札説明書6（4）を確認できる書類

以上

担当者

〇〇〇会社〇〇支店 〇〇課 〇〇〇〇
T E L 〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇
F A X 〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇
E-mail 〇〇〇@〇〇〇.〇〇.〇〇

仕 様 書

1 委託業務の名称

令和4年度使用料算定に係る宇都宮駐屯地外20施設の不動産鑑定評価業務及び朝霞駐屯地外42施設の意見書提出

なお、以下の仕様書中「宇都宮駐屯地外20施設の不動産鑑定評価業務」を「不動産鑑定評価業務」と、「朝霞駐屯地外42施設の意見書提出」を「意見書提出業務」と表記する。

2 履行期限 令和5年3月24日（金）

3 不動産鑑定評価業務の内容

(1) 概要等： 令和5年度における自衛隊施設（土地等）の行政財産使用料算定の資とするため不動産鑑定評価を依頼するもの。

なお、不動産鑑定評価を依頼する根拠は、昭和33年1月7日付蔵管第1号「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」第4節第2の1に定める別添3第2節「使用料算定基準」による。

(2) 対象不動産：別紙1のとおり

(3) 価格時点：令和5年4月1日

(4) 財産の状況

① 財産の利用状況：別紙1のとおり

② 所有権以外の権利の存否及びその内容：なし

③ その他：なし

(5) 履行条件：

① 価格の種類は、使用料（一般の市場において合理的に求められる正常賃料）とする。

② 使用料決定に当たっては、対象不動産が主に営内隊員の生活の利便性向上のために使用されているという特殊性を十分考慮すること。

(6) 鑑定評価書の作成

① 鑑定評価書は、A4版で作成し正本1部、副本1部を提出すること。併せて、鑑定評価書を可搬記憶媒体（CD）にて提出すること。

なお提出時期は、委託業務の進捗状況や当局内での使用料算定業務に支障を生じない時期を考慮し、別に指示することとする。

② 「不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）」（以下、「鑑定法」という。）を遵守し、不動産鑑定評価基準（平成14年7月3日国土交通省）及び不動産鑑定評価基準運用上の留意事項（平成14年7月3日国土交通省）に基づき各対象不動産の鑑定評価を行うこと。

③ 提出先は、次のとおりとする。

〒330-9721

埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

さいたま新都心合同庁舎2号館

北関東防衛局 管理部 施設管理課 行政財産管理専門官

電話：048-600-1800(内線2266) FAX：048-600-1833

4 意見書提出業務の内容

(1) 概要等：令和5年度における自衛隊施設（土地等）の行政財産使用料算定の資とするため使用料単価の時点修正率を意見書として提出するもの。

なお、意見書提出を依頼する根拠は、昭和33年1月7日付蔵管第1号「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」第4節第2の1に定める別添3第2節「使用料算定基準」による。

(2) 対象不動産：別紙2のとおり

(3) 価格時点：令和5年4月1日

(4) 履行条件：

① 対象不動産の確認は、原則として実地踏査の場合は施設外からの確認にとどめるものとし、実地踏査以外の確認による場合は、施設のホームページ情報、ブルーマップ、住宅地図、インターネット上の航空写真等を使用して確認することとする。

② 上記を踏まえ、施設の地域性を十分考慮した上、基本的に賃貸事例比較法の考え方を取り入れ、近隣地域内に所在する類似事例の賃貸事例を収集し、近隣地域に賃貸事例がない場合は県内における他の賃貸事例を調査の上、これらの直近1年の変動率を調査・査定の上、これを時点修正率として意見書に記載して提出する。

なお、賃貸事例比較法の考え方によりがたい場合は、委託者に協議の上、他の手法の考え方を採用して差し支えない。

③ 当該時点修正率の決定に至った経緯及び理由を記載し、採用した資料等を添付すること。

④ 直近5年以内に本鑑定を実施した者は、上記の一部を省略することができる。この場合、鑑定評価書の文書番号を必ず記載すること。

(5) 意見書の作成

① 意見書は、A4版で作成し、正本1部、副本1部を提出すること。併せて、意見書を可搬記憶媒体（CD）にて提出すること。

なお提出時期は、委託業務の進捗状況や当局内での使用料算定業務に支障を生じない時期を考慮し、別に指示することとする。

② 鑑定法を遵守し作成すること。

③ 提出先は、不動産鑑定評価書と同様とする。

5 留意事項（不動産鑑定評価業務、意見書提出業務共通）

- （１）履行期限を厳守すること。
- （２）本業務にあたり、知り得た全ての事項については鑑定法第6条及び第38条の規定を遵守し、守秘義務を負うものとする。
- （３）本物件に対し、他からの評価依頼は辞退すること。
- （４）契約履行にあたり、作業の全部又は一部を第三者に委託しないこと。
- （５）この仕様書に規定する条件に適合した意見書が提出されなかった場合には委託者は当該意見書の再提出若しくは修正を求め、又は鑑定評価に関連する資料等の追加提出を求めることができる。
- （６）前号に掲げる意見書の再提出等のために要する費用は、受託者の負担とする。

6 不動産鑑定士等の除斥（不動産鑑定評価業務、意見書提出業務共通）

次の各号の一に該当する不動産鑑定士又は不動産鑑定士補に、鑑定評価を行わせてはならない。

- （１）評価対象地の所有者又は評価対象地に関して所有権又は所有権以外の権利を有する者
- （２）前号に掲げる者の配偶者、四親等以内の血族、三親等以内の姻族、同居の親族、代理人又は保佐人である者
- （３）前二号に掲げる者のほか、鑑定評価業務を妨げるおそれがあると認められる者

7 個人情報の保護等について（不動産鑑定評価業務、意見書提出業務共通）

- （１）業務遂行にあたり、個人情報の漏洩等を防止するため、適正な措置を講じなければならない。
- （２）委託業務に係る個人情報を他の目的で使用してはならない。また、第三者へ提供してはならない。
- （３）委託業務に係る個人情報を複製する際は、あらかじめ書面により国の承諾を得るものとする。
- （４）委託業務の終了時には、委託業務に係る個人情報の内容を消去し、国から貸与を受けた個人情報を返却しなければならない。
- （５）個人情報の管理について定期的に検査を行い、その保護に万全を期すものとし、国は特に必要があると認めるときは、個人情報の管理について質問し、資料の提出を求め、職員にその作業場等に立入検査をさせることができる。

8 その他（不動産鑑定評価業務、意見書提出業務共通）

業務遂行にあたり、疑義が生じた事項については、委託者及び受託者は、誠意をもって協議するものとする。

対象不動産（栃木県内所在 2 施設）

陸上自衛隊宇都宮駐屯地

番号	所在地	評価物件	面積
1	栃木県宇都宮市茂原 1-5-45	土地（屋外自動販売機）	1 m ²
2	同	土地（屋外売店）	20 m ²
3	同	土地（郵便ポスト）	1 m ²
4	同	土地（売店附帯設備等）	2 m ²
5	同	土地（展示即売場）	10 m ²
6	同	建物（屋内自動販売機）No.951	1 m ²
7	同	建物（食堂、売店）No.960	100 m ²
8	同	建物（屋内展示即売場）No.960	10 m ²
9	同	建物（防生協事務室）No.960	3 m ²
10	同	建物（携帯電話基地局）No.911	1 m ²

陸上自衛隊北宇都宮駐屯地

番号	所在地	評価物件	面積
1	栃木県宇都宮市上横田町 1360	土地（屋外自動販売機）	1 m ²
2	同	土地（屋外売店）	20 m ²
3	同	建物（屋内自動販売機）No.5	1 m ²
4	同	建物（屋内展示即売場）No.116	10 m ²

対象不動産（群馬県内所在 5 施設）

陸上自衛隊新町駐屯地

番号	所在地	評価物件	面積
1	群馬県高崎市新町 1080	土地（屋外自動販売機）	1 m ²
2	同	土地（野外売店）	20 m ²
3	同	土地（郵便ポスト）	1 m ²
4	同	建物（屋内自動販売機）No.1	1 m ²
5	同	建物（食堂、売店等）No.9	100 m ²
6	同	建物（屋内展示即売場）No.9	10 m ²
7	同	建物（個人電話システム）No.18	1 m ²

自衛隊群馬地方協力本部

番号	所在地	評価物件	面積
1	群馬県前橋市南町 3-33-20	建物（屋内自動販売機）No.1	1 m ²

陸上自衛隊新町駐屯地吉井弾薬支処

番号	所在地	評価物件	面積
1	群馬県高崎市吉井町馬庭2529	土地（屋外自動販売機）	1 m ²
2	同	土地（野販売店）	20 m ²
3	同	建物（屋内自動販売機）No.1	1 m ²
4	同	建物（屋内展示即売場）No.1	10 m ²
5	群馬県高崎市吉井町馬庭字長坂谷 2538 番外の一部	土地（特別高圧線下敷）	15,683.04 m ²

陸上自衛隊相馬原駐屯地

番号	所在地	評価物件	面積
1	群馬県北群馬郡榛東村1017-2	土地（屋外自動販売機）	1 m ²
2	同	土地（野販売店）	20 m ²
3	同	土地（売店附帯設備等）	5.09 m ²
4	同	建物（屋内自動販売機）No.5	1 m ²
5	同	建物（食堂、売店等）No.165	100 m ²
6	同	建物（屋内展示即売場）No.165	10 m ²
7	同	建物（防生協事務室）No.165	3 m ²
8	同	建物（個人用インターネットシステム）No.101	1 m ²

陸上自衛隊相馬原演習場

番号	所在地	評価物件	面積
1	群馬県高崎市箕郷町松之沢	土地（かんがい用水埋設管）	1,720.54 m ²
2	同	土地（屋外自動販売機）	1 m ²
3	同	土地（野販売店）	20 m ²
4	同	建物（売店）No.49	55.64 m ²

対象不動産（茨城県内所在11施設）

陸上自衛隊古河駐屯地

番号	所在地	評価物件	面積
1	茨城県古河市上辺見1195	土地（屋外自動販売機）	1 m ²
2	同	土地（屋販売店）	20 m ²
3	同	土地（売店附帯設備等）	3 m ²
4	同	土地（屋外展示即売場）	20 m ²
5	同	土地（携帯電話基地局）	1 m ²
6	同	建物（携帯電話基地局）No.1	1 m ²
7	同	建物（屋内自動販売機）No.164	1 m ²
8	同	建物（食堂、売店）No.172	100 m ²
9	同	建物（屋内展示即売場）No.172	10 m ²

陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地

番号	所在地	評価物件	面積
1	茨城県土浦市石叻2400	土地（屋外自動販売機）	1 m ²
2	同	土地（屋外売店）	20 m ²
3	同	土地（売店附帯設備等）	15 m ²
4	同	土地（屋外展示即売場）	20 m ²
5	同	土地（携帯電話基地局）	1 m ²
6	同	建物（携帯電話基地局）No.101	1 m ²
7	同	建物（屋内自動販売機）No.102	1 m ²
8	同	建物（食堂、売店）No.205	100 m ²
9	同	建物（屋内展示即売場）No.205	10 m ²
10	同	建物（個人電話システム）No.105	1 m ²
11	同	建物（ATM設置）No.205	10 m ²
12	同	建物（防生協事務室）No.205	3 m ²

陸上自衛隊霞ヶ浦飛行場

番号	所在地	評価物件	面積
1	茨城県稲敷郡阿見町阿見原	土地（屋外自動販売機）	1 m ²
2	同	土地（屋外売店）	20 m ²
3	同	建物（屋内自動販売機）No.304	1 m ²

陸上自衛隊霞ヶ浦貯油施設

番号	所在地	評価物件	面積
1	茨城県稲敷郡阿見町うずら野3-47	土地（屋外自動販売機）	1 m ²
2	同	建物（屋内自動販売機）No.44	1 m ²

陸上自衛隊土浦駐屯地

番号	所在地	評価物件	面積
1	茨城県稲敷郡阿見町青宿121-1	土地（屋外自動販売機）	1 m ²
2	同	土地（屋外売店）	20 m ²
3	同	土地（屋外展示即売場）	20 m ²
4	同	土地（携帯電話基地局）	1 m ²
5	同	建物（携帯電話基地局）No.170	1 m ²
6	同	建物（屋内自動販売機）No.147	1 m ²
7	同	建物（食堂、売店等）No.147	100 m ²
8	同	建物（屋内展示即売場）No.147	10 m ²

陸上自衛隊勝田駐屯地

番号	所在地	評価物件	面積
1	茨城県ひたちなか市勝倉	土地（屋外自動販売機）	1 m ²
2	同	土地（屋外売店）	20 m ²
3	同	土地（ATM設置）	10 m ²
4	同	土地（売店（倉庫））	2 m ²
5	同	土地（屋外展示即売場）	20 m ²
6	同	土地（携帯電話基地局）	1 m ²
7	同	建物（携帯電話基地局）No.155	1 m ²
8	同	建物（屋内自動販売機）No.155	1 m ²
9	同	建物（食堂、売店）No.37	100 m ²
10	同	建物（屋内展示即売場）No.37	10 m ²
11	同	建物（防生協窓口）No.37	3 m ²
12	茨城県ひたちなか市大字武田字向山 709 番 1 外の一部	土地（特別高圧線下敷）	2,000.30 m ²

陸上自衛隊勝田小演習場

番号	所在地	評価物件	面積
1	茨城県ひたちなか市大字東石川字後原 3163 番 1 外の一部	土地（特別高圧線下敷）	2,363.08 m ²

航空自衛隊百里基地

番号	所在地	評価物件	面積
1	茨城県小美玉市百里 170	土地（屋外自動販売機）	1 m ²
2	同	土地（屋外売店）	20 m ²
3	同	土地（携帯移動基地車両）	15 m ²
4	同	土地（携帯電話基地局）	15 m ²
5	同	土地（屋外展示即売場）	20 m ²
6	同	土地（郵便ポスト）	1 m ²
7	同	建物（屋内自動販売機）No.106	1 m ²
8	同	建物（食堂、売店）No.120	100 m ²
9	同	建物（屋内展示即売場）No.120	10 m ²
10	同	建物（ATM設置）No.120	10 m ²
11	同	建物（営内インターネットシステム）No.105	3 m ²
12	同	建物（携帯電話基地局）No.404	33 m ²
13	同	建物（防生協窓口）No.120	3 m ²

航空自衛隊霞ヶ浦高射教育訓練場

番号	所在地	評価物件	面積
1	茨城県稲敷郡阿見町阿見原	土地（屋外自動販売機）	1 m ²

陸上自衛隊勝田駐屯地水戸渡河演習場

番号	所在地	評価物件	面積
1	茨城県水戸市飯富町地先	建物（屋内自動販売機）No.1	1 m ²

自衛隊茨城地方協力本部

番号	所在地	評価物件	面積
1	茨城県水戸市三の丸3-1-346	建物（屋内自動販売機）No.6	1 m ²

対象不動産（千葉県内所在2施設）

防衛省下志津若松特別借受宿舎施設

番号	所在地	評価物件	面積
1	千葉県千葉市若葉区若松町545-2	土地（ガス整圧器）	24 m ²

陸上自衛隊下志津駐屯地千葉宿舎

番号	所在地	評価物件	面積
1	千葉県千葉市若葉区若松町498	土地（ガス管）	250.54 m ²

対象不動産（埼玉県内所在1施設）

陸上自衛隊大宮駐屯地

番号	所在地	評価物件	面積
1	埼玉県さいたま市北区日進町1-40-7	土地（屋外展示即売場）	3 m ²

対象不動産（計21施設）

対象不動産（東京都内所在21施設）

陸上自衛隊朝霞駐屯地

番号	所在地	評価物件	面積
1	東京都練馬区大泉町学園町無番地所在	土地（屋外自動販売機）	1 m ²
2	同	土地（屋外売店）	20 m ²
3	同	土地（郵便ポスト）	1 m ²
4	同	土地（ATM設置）	10 m ²
5	同	土地（売店附帯施設）	5 m ²
6	同	土地（売店附帯施設）	5 m ²
7	同	土地（携帯電話無線基地局）	3 m ²
8	同	土地（展示即売場）	3 m ²
9	同	建物（屋内自動販売機）	1 m ²
10	同	建物（食堂、喫茶）	40 m ²
11	同	建物（売店等）	40 m ²
12	同	建物（展示即売場）	10 m ²
13	同	建物（防生協事務室）	3 m ²
14	同	建物（PHS基地局）	1 m ²
15	同	建物（携帯電話無線基地局）	2 m ²

航空自衛隊府中基地

番号	所在地	評価物件	面積
1	東京都府中市浅間町1丁目5番5号	土地（屋外自動販売機）	1 m ²
2	同	土地（屋外売店）	20 m ²
3	同	土地（ATM設置）	10 m ²
4	同	建物（屋内自動販売機）	1 m ²
5	同	建物（食堂、喫茶）	40 m ²
6	同	建物（売店等）	40 m ²
7	同	建物（展示即売場）	10 m ²
8	同	建物（防生協事務室）	3 m ²
9	同	建物（個人電話システム）	1 m ²

陸上自衛隊立川駐屯地

番号	所在地	評価物件	面積
1	東京都立川市緑町	土地（屋外自動販売機）	1 m ²
2	同	土地（屋外売店）	20 m ²
3	同	建物（屋内自動販売機）	1 m ²
4	同	建物（食堂、喫茶）	40 m ²
5	同	建物（売店等）	40 m ²
6	同	建物（展示即売場）	10 m ²
7	同	建物（PHS基地局）	1 m ²

陸上自衛隊東立川駐屯地

番号	所在地	評価物件	面積
1	東京都立川市栄町1丁目2番10号	土地（屋外自動販売機）	1 m ²
2	同	土地（屋外売店）	20 m ²
3	同	土地（バス停留所）	1 m ²
4	同	建物（屋内自動販売機）	1 m ²
5	同	建物（食堂、喫茶）	40 m ²
6	同	建物（売店等）	40 m ²
7	同	建物（展示即売場）	10 m ²
8	同	建物（防生協事務室）	3 m ²
9	同	建物（個人電話システム）	1 m ²
10	同	建物（携帯電話無線基地局）	3 m ²

防衛省立川宿舎

番号	所在地	評価物件	面積
1	東京都立川市栄町1-6-1	建物（デイサービス施設）	93.50 m ²
2	同	工作物（デイサービス施設駐車場2台）	23.00 m ²
3	同	建物（携帯電話基地局）	1 m ²

航空自衛隊市ヶ谷基地田無南町宿舎

番号	所在地	評価物件	面積
1	東京都西東京市南町3-8-17	土地（ガス管設置）	20 m ²

陸上自衛隊練馬駐屯地

番号	所在地	評価物件	面積
1	東京都練馬区北町4丁目1番1号	土地（屋外自動販売機）	1 m ²
2	同	土地（屋外売店）	20 m ²
3	同	土地（郵便ポスト）	1 m ²
4	同	土地（売店附帯施設等）	1 m ²
5	同	土地（PHS基地局）	1 m ²
6	同	土地（ATM設置）	10 m ²
7	同	建物（屋内自動販売機）	1 m ²
8	同	建物（食堂、喫茶）	40 m ²
9	同	建物（売店等）	40 m ²
10	同	建物（展示即売場）	10 m ²
11	同	建物（防生協事務室）	3 m ²

陸上自衛隊練馬駐屯地北町宿舎

番号	所在地	評価物件	面積
1	東京都練馬区北町2丁目所在	土地（屋外自動販売機）	1 m ²

陸上自衛隊練馬駐屯地田柄宿舎

番号	所在地	評価物件	面積
1	東京都練馬区田柄3丁目8番1号	土地（ガス埋設管）	20m ²

陸上自衛隊市ヶ谷駐屯地赤城元町宿舎

番号	所在地	評価物件	面積
1	東京都新宿区赤城元町35番2号	土地（ガス整圧器設置）	10m ²

陸上自衛隊用賀駐屯地

番号	所在地	評価物件	面積
1	東京都世田谷区上用賀1丁目20番1	土地（屋外自動販売機）	1m ²
2	同	建物（屋内自動販売機）	1m ²

陸上自衛隊十条駐屯地

番号	所在地	評価物件	面積
1	東京都北区十条台1丁目5番70号	土地（屋外自動販売機）	1m ²
2	同	土地（屋外売店）	20m ²
3	同	土地（売店附帯施設等）	1m ²
4	同	建物（屋内自動販売機）	1m ²
5	同	建物（食堂、喫茶）	40m ²
6	同	建物（売店等）	40m ²
7	同	建物（展示即売場）	10m ²
8	同	建物（防生協事務室）	3m ²
9	同	建物（PHS基地局）	2m ²
10	同	建物（個人電話）	1m ²
11	同	建物（ATM設置）	3m ²

陸上自衛隊三宿駐屯地

番号	所在地	評価物件	面積
1	東京都世田谷区池尻1丁目2番24号	土地（屋外自動販売機）	1m ²
2	同	土地（屋外売店）	20m ²
3	同	土地（売店附帯施設等）	5m ²
4	同	土地（郵便ポスト）	1m ²
5	同	建物（屋内自動販売機）	1m ²

自衛隊中央病院

番号	所在地	評価物件	面積
1	東京都世田谷区池尻1丁目2番24号	建物（床頭台等）	3m ²
2	同	建物（展示即売場）	10m ²
3	同	建物（防生協事務室）	3m ²
4	同	建物（公衆電話）	1m ²
5	同	建物（ATM設置）	3m ²
6	同	建物（食堂、喫茶）	40m ²
7	同	建物（売店等）	40m ²

防衛装備庁艦艇装備研究所

番号	所在地	評価物件	面積
1	東京都目黒区中目黒2丁目2番1号	土地（屋外自動販売機）	1 m ²
2	同	建物（屋内自動販売機）	1 m ²

航空自衛隊目黒基地

番号	所在地	評価物件	面積
1	東京都目黒区中目黒2丁目2番1号	建物（屋内自動販売機）	1 m ²
2	同	建物（食堂、喫茶）	40 m ²
3	同	建物（売店等）	40 m ²
4	同	建物（展示即売場）	10 m ²
5	同	建物（防生協事務室）	3 m ²
6	同	建物（PHS基地局）	1 m ²
7	同	建物（個人電話）	1 m ²
8	同	建物（ATM設置）	3 m ²

防衛省東山宿舎

番号	所在地	評価物件	面積
1	東京都目黒区東山2丁目23番地	土地（ガス整圧器設置）	10 m ²

海上自衛隊硫黄島航空基地

番号	所在地	評価物件	面積
1	東京都小笠原村硫黄島	建物（携帯電話基地局）	1 m ²
2	同	建物（公衆電話ボックス）	1 m ²
3	同	工作物（車両用燃料タンク）	28.27 m ²

海上自衛隊父島基地分遣隊

番号	所在地	評価物件	面積
1	東京都小笠原村父島字大根山	土地（屋外自動販売機）	1 m ²

航空自衛隊市ヶ谷基地下井草宿舎

番号	所在地	評価物件	面積
1	東京都杉並区下井草3-288-1	建物（携帯基地局）	1 m ²

陸上自衛隊市ヶ谷駐屯地大森宿舎

番号	所在地	評価物件	面積
1	東京都大田区大森北2-11-1	建物（携帯基地局）	1 m ²

対象不動産（埼玉県内所在 6 施設）

陸上自衛隊大宮駐屯地

番号	所在地	評価物件	面積
1	埼玉県さいたま市北区日進町1丁目40番7号	土地（屋外自動販売機）	1 m ²
2	同	土地（屋外売店）	20 m ²
3	同	土地（ATM設置）	10 m ²
4	同	土地（売店附帯施設）	5 m ²
5	同	建物（屋内自動販売機）	1 m ²
6	同	建物（食堂、喫茶）	40 m ²
7	同	建物（売店等）	40 m ²
8	同	建物（展示即売場）	10 m ²
9	同	建物（防生協事務室）	3 m ²
10	同	建物（PHS基地局）	2 m ²

陸上自衛隊朝霞訓練場

番号	所在地	評価物件	面積
1	埼玉県新座市無番地所在	土地（屋外自動販売機）	1 m ²
2	同	土地（屋外売店）	20 m ²
3	同	建物（ピストル射撃大会場）	115.05 m ²
4	埼玉県新座市新塚5061番2外の一部	土地（特別高圧線下敷）	12,149.65 m ²

陸上自衛隊朝霞駐屯地大井通信所

番号	所在地	評価物件	面積
1	埼玉県ふじみ野市亀久保所在	土地（屋外自動販売機）	1 m ²
2	同	建物（屋内自動販売機）	1 m ²
3	同	建物（食道、喫茶）	40 m ²

航空自衛隊熊谷基地

番号	所在地	評価物件	面積
1	埼玉県熊谷市拾六間839番地	土地（屋外自動販売機）	1 m ²
2	同	土地（屋外売店）	20 m ²
3	同	土地（売店附帯施設）	3 m ²
4	同	土地（郵便ポスト）	1 m ²
5	同	土地（ATM設置）	10 m ²
6	同	建物（屋内自動販売機）	1 m ²
7	同	建物（売店等）	40 m ²
8	同	建物（展示即売場）	10 m ²
9	同	建物（防生協事務室）	3 m ²

航空自衛隊入間基地

番号	所在地	評価物件	面積
1	埼玉県狭山市稲荷山2丁目3番地所在	土地（屋外自動販売機）	1 m ²
2	同	土地（屋外売店）	20 m ²
3	同	土地（臨時改札口）	50 m ²
4	同	土地（郵便ポスト）	1 m ²
5	同	土地（ATM設置）	10 m ²
6	同	土地（売店附帯施設）	5 m ²
7	同	土地（携帯電話無線基地局）	30 m ²
8	同	土地（駐機場）	500 m ²
9	同	建物（屋内自動販売機）	1 m ²
10	同	建物（食堂、喫茶）	40 m ²
11	同	建物（売店等）	40 m ²
12	同	建物（展示即売場）	10 m ²
13	同	建物（営内インターネットシステム）	1 m ²
14	同	建物（ATM設置）	3 m ²
15	同	建物（防生協事務室）	3 m ²
16	同	建物（携帯電話無線基地局）	40 m ²

防衛医科大学校

番号	所在地	評価物件	面積
1	埼玉県所沢市並木3丁目2番地所在	土地（屋外自動販売機）	1 m ²
2	同	土地（屋外売店）	20 m ²
3	同	土地（郵便ポスト）	1 m ²
4	同	土地（医学振興会建物設置）	200 m ²
5	同	土地（公衆電話）	1 m ²
6	同	土地（営内インターネットシステム）	25 m ²
7	同	建物（屋内自動販売機）	1 m ²
8	同	建物（食堂、喫茶）	40 m ²
9	同	建物（売店等）	40 m ²
10	同	建物（床頭台等）	3 m ²
11	同	建物（営内インターネットシステム）	2 m ²
12	同	建物（公衆電話）	1 m ²
13	同	建物（院外処方案内所）	2 m ²
14	同	建物（同窓会窓口）	20 m ²
15	同	建物（防生協事務室）	3 m ²
16	同	建物（PHS基地局）	1 m ²

対象不動産（千葉県内所在 8 施設）

陸上自衛隊習志野駐屯地

番号	所在地	評価物件	面積
1	千葉県船橋市薬円台 3-20-1	土地（屋外自動販売機）	1 m ²
2	同	土地（屋外売店）	20 m ²
3	同	土地（クーラー室外機等用地）	5 m ²
4	同	建物（屋内自動販売機）	1 m ²
5	同	建物（食堂、喫茶）	100 m ²
6	同	建物（売店）	100 m ²
7	同	建物（防生協事務室）	3 m ²
8	同	建物（屋内展示即売場）	10 m ²
9	同	建物（ATM設置）	5 m ²

陸上自衛隊習志野演習場

番号	所在地	評価物件	面積
1	千葉県船橋市習志野	土地（屋外自動販売機）	1 m ²
2	同	土地（屋外売店）	20 m ²
3	千葉県八千代市高津字中ノ茎 9 2 番 1 外	土地（特別高圧線下敷）	4,339.82 m ²

陸上自衛隊松戸駐屯地

番号	所在地	評価物件	面積
1	千葉県松戸市五香六実字本山	土地（屋外自動販売機）	1 m ²
2	同	土地（屋外売店）	20 m ²
3	同	土地（ATM設置）	10 m ²
4	同	建物（屋内自動販売機）	1 m ²
5	同	建物（売店）	100 m ²
6	同	建物（物品庫）	20 m ²
7	同	建物（屋内展示即売場）	10 m ²
8	同	建物（ATM設置）	5 m ²

陸上自衛隊下志津駐屯地

番号	所在地	評価物件	面積
1	千葉県千葉市若松町902	土地（屋外自動販売機）	1 m ²
2	同	土地（屋外売店）	20 m ²
3	同	土地（郵便ポスト）	1 m ²
4	同	土地（PHS基地局）	1 m ²
5	同	土地（ATM設置）	10 m ²
6	同	建物（屋内自動販売機）	1 m ²
7	同	建物（食堂、喫茶）	100 m ²
8	同	建物（売店）	100 m ²
9	同	建物（防生協事務室）	3 m ²
10	同	建物（屋内展示即売場）	10 m ²
11	同	建物（営内インターネットシステム）	1 m ²
12	同	建物（ATM設置）	5 m ²
13	千葉県千葉市若葉区若松町531番116外	土地（特別高圧線下敷）	1,143.33 m ²

陸上自衛隊木更津駐屯地

番号	所在地	評価物件	面積
1	千葉県木更津市吾妻	土地（屋外自動販売機）	1 m ²
2	同	土地（屋外売店）	20 m ²
3	同	土地（クーラー室外機等用地）	5 m ²
4	同	建物（屋内自動販売機）	1 m ²
5	同	建物（売店）	100 m ²
6	同	建物（防生協事務室）	3 m ²
7	同	建物（屋内展示即売場）	10 m ²
8	同	建物（ATM設置）	5 m ²
9	千葉県木更津市吾妻	建物（格納庫） No.726	110.25 m ²
10	同	建物（格納庫） No.748	986 m ²
11	同	建物（格納庫） No.749	20 m ²

海上自衛隊下総航空基地

番号	所在地	評価物件	面積
1	千葉県柏市藤ヶ谷無番地	土地（屋外自動販売機）	1 m ²
2	同	土地（屋外売店）	20 m ²
3	同	土地（ガスボンベ用地）	1 m ²
4	同	土地（電話無線基地局）	50 m ²
5	同	土地（屋内展示即売場）	10 m ²
6	同	土地（バス停）	50 m ²
7	同	土地（ATM設置）	10 m ²
8	同	建物（屋内自動販売機）	1 m ²
9	同	建物（食堂、喫茶）	100 m ²
10	同	建物（売店）	100 m ²
11	同	建物（防生協事務室）	3 m ²
12	同	建物（屋内展示即売場）	10 m ²
13	同	建物（電話無線基地局）	30 m ²

海上自衛隊館山航空基地

番号	所在地	評価物件	面積
1	千葉県館山市宮城無番地	土地（屋外自動販売機）	1 m ²
2	同	土地（屋外売店）	20 m ²
3	同	土地（立て看板）	1 m ²
4	同	土地（ATM設置）	10 m ²
5	同	土地（屋外展示即売場）	3 m ²
6	同	建物（屋内自動販売機）	1 m ²
7	同	建物（食堂、売店）	100 m ²
8	同	建物（売店）	100 m ²
9	同	建物（防生協事務室）	3 m ²
10	同	建物（物品庫）	20 m ²
11	同	建物（屋内展示即売場）	10 m ²
12	同	建物（ATM設置）	5 m ²

航空自衛隊峯岡山分屯基地

番号	所在地	評価物件	面積
1	千葉県南房総市丸山平塚乙2番地564	土地（屋外売店）	20 m ²
2	同	建物（屋内自動販売機）	1 m ²
3	同	建物（食堂、喫茶）	100 m ²

対象不動産（新潟県内所在7施設）

陸上自衛隊新発田駐屯地

番号	所在地	評価物件	面積
1	新潟県新発田市大手町6丁目4番16号	土地（屋外自動販売機）	1 m ²
2	同	土地（屋外売店）	20 m ²
3	同	土地（展示即売場）	10 m ²
4	同	建物（屋内自動販売機）	1 m ²
5	同	建物（食堂、喫茶）	40 m ²
6	同	建物（売店等）	40 m ²
7	同	建物（屋内展示即売場）	10 m ²
8	同	建物（防生協事務室）	3 m ²

陸上自衛隊新発田駐屯地小舟渡通信所

番号	所在地	評価物件	面積
1	新潟県新発田市小舟町3番地	土地（屋外自動販売機）	1 m ²

陸上自衛隊新発田駐屯地大日原演習場

番号	所在地	評価物件	面積
1	新潟県阿賀野市大室大日	土地（屋外自動販売機）	1 m ²

航空自衛隊新潟分屯基地

番号	所在地	評価物件	面積
1	新潟県新潟市東区船江町3丁目135番地所在	土地（屋外自動販売機）	1 m ²
2	同	土地（屋外売店）	20 m ²
3	同	建物（屋内自動販売機）	1 m ²
4	同	建物（食堂、喫茶）	40 m ²
5	同	建物（売店等）	40 m ²

陸上自衛隊高田駐屯地

番号	所在地	評価物件	面積
1	新潟県上越市南城町3丁目7番1号	土地（屋外自動販売機）	1 m ²
2	同	土地（屋外売店）	20 m ²
3	同	土地（展示即売場）	10 m ²
4	同	土地（郵便ポスト）	1 m ²
5	同	土地（売店附帯施設）	5 m ²
6	同	建物（屋内自動販売機）	1 m ²
7	同	建物（食堂、喫茶）	40 m ²
8	同	建物（売店等）	40 m ²
9	同	建物（展示即売場）	10 m ²
10	同	建物（防生協事務室）	3 m ²

陸上自衛隊高田駐屯地上湯谷射撃場

番号	所在地	評価物件	面積
1	新潟県上越市大字上湯谷字向山557番2外の一部	土地（特別高圧線下敷）	6,324.10 m ²

陸上自衛隊高田駐屯地関山演習場

番号	所在地	評価物件	面積
1	新潟県妙高市大字関山字武蔵野6751	土地（屋外自動販売機）	1 m ²
2	同	土地（工事仮設物設置）	5,000 m ²

対象不動産（長野県内所在1施設）

陸上自衛隊松本駐屯地

番号	所在地	評価物件	面積
1	長野県松本市高宮西1-1	土地（屋外自動販売機）	1 m ²
2	同	土地（屋外売店）	20 m ²
3	同	土地（郵便ポスト）	1 m ²
4	同	建物（屋内自動販売機）	1 m ²
5	同	建物（屋内売店）	50 m ²
6	同	建物（展示即売所）	10 m ²
7	同	建物（防生協事務室）	3 m ²
8	長野県松本市石芝2丁目1199番2外の一部	土地（特別高圧線下敷）	13,605.67 m ²

対象不動産（計43施設）

入札心得書（一般競争入札用）

（目的）

第1条 一般競争（以下「競争」という。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令（昭和55年大蔵省令第45号）、防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）その他の法令に定めるもののほか、この心得書に定めるところによるものとする。

（競争参加の申し出）

第2条 競争に参加しようとする者は、公告において指定した期日までに、当該公告において指定した書類を、支出負担行為担当官（会計法第13条第3項に規定する支出負担行為担当官をいう。以下同じ。）に電子調達システムにより提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、支出負担行為担当官から紙入札での参加の承諾を得た者又は紙入札で参加するよう指示された者（以下「紙入札参加者」という。）は書面により提出することができる。

（入札等）

第3条 入札に参加することができる者（以下「入札参加者」という。）は、支出負担行為担当官から競争参加資格があると認められた者又はその代理人のみとする。

2 紙入札参加者は、公告において指定された時刻までに、指定された場所（以下「入札室」という。）に入室しなければならない。

なお、入札参加者以外の者（その代理人以外の者）は、入札室に入室できないことがある。

3 入札参加者が代理人であるときは、様式1に定める委任状を支出負担行為担当官に提出しなければならない。

4 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

- 5 入札参加者は、入札説明書、図面、仕様書、内訳書、契約書案（以下「入札説明書等」という。）及び現場（やむを得ず立ち入れない場合を除く。）等を熟覧の上、入札しなければならない。
- 6 電子入札参加者は、電子調達システムにおいて入札書を作成し、入札書提出締切時刻までに、提出しなければならない。また、紙入札参加者は、様式2により入札書を作成し、入札件名、開札日時、会社名及び入札者の氏名（法人の場合は、その名称または商号）を表記した封筒に入れて封かんの上、入札書提出締切時刻までに、公告等において指定した担当部局に提出しなければならない。
- 7 入札参加者は、支出負担行為担当官から指示があった場合は、入札書に記載された入札金額に対応する内訳明細書を提出しなければならない。
- 8 入札参加者は、一度提出した入札書及び内訳明細書の引き換え、変更又は取消しをすることができない。
- 9 紙入札参加者は、公告等において指定された時刻までに、指定された場所（以下「入札室」という。）に入室し、開札に立ち会うものとする。なお、入札参加者以外の者（本人又はその代理人以外の者）は、入札室に入室できないことがある。

また、開札に立ち会わない場合でも提出された入札書は有効なものとして取り扱うこととするが、再度の入札を行うこととなったときは、再度の入札の締切時刻までに入札書を提出することとする。なお、締切時刻までに入札書の提出がなかった場合は再度の入札を辞退したものとする。
- 10 紙入札参加者が、公告において指定された時刻までに入札室に入室しないときは、開札に立ち会う意思がないと認め開札に立ち会わせないものとする。
- 11 入札結果については、落札した場合は落札者名及び落札金額を、落札しなかった場合には最低落札金額を電子調達システムの画面上に表示するとともに、紙入札参加者に対しては入札室において読み上げを行う。

（入札に参加することができない者等）

第4条 予決令第70条及び第71条の規定に該当する者は、入札参加者又はその代理人となることはできない。

(入札保証金等)

第5条 入札参加者は、公告において指定した期日までに、見積金額の10分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を支出負担行為担当官に納付しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

2 入札参加者は、前項ただし書の場合において、入札保証金の納付を免除された理由が入札保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を支出負担行為担当官に提出しなければならない。

3 入札参加者は、入札保証金を納付する場合は、あらかじめ入札保証金の金額に相当する金額の金銭を取扱官庁の保管金取扱店（日本銀行の本店、支店又は代理店）に払い込み、保管金領収証書の交付を受け、これに保管金の提出書を添えて支出負担行為担当官に提出しなければならない。

4 入札参加者は、第1項本文の規定により提供する入札保証金に代わる担保が銀行等の保証である場合においては、当該保証に係る保証書を提出しなければならない。

5 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては落札決定後にその払渡請求書と引き替えにこれを還付する。

(入札参加の取りやめ)

第6条 入札参加者は、入札書を提出するまでは、いつでも入札参加を取りやめることができる。予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者がいないときに再度の入札を行う場合も、また同様とする。

2 電子入札参加者は、入札を辞退するときは、入札辞退届を電子調達システムにより提出するものとする。

紙入札参加者は、入札を辞退するときは、入札辞退届（様式3）又はその旨を明記した入札書を持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出するものとする。

3 入札参加を取りやめた者は、これを理由として以後不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第7条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札意思、入札価格（入札保証金の金額を含む。）又は入札書、内訳書その他の支出負担行為担当官に提出する書類（以下「入札書等」という。）の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札意思、入札価格（入札保証金の金額を含む。）、入札書等を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第8条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(入札の無効)

第9条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- 一 競争参加資格を有しない者のした入札
- 二 支出負担行為担当官が提出を求めた資料を提出しないもの、虚偽の記載又は不備のある資料を提出した者のした入札
- 三 入札保証金の納付額が所定の額に達しない場合
- 四 委任状を提出しない代理人のした入札
- 五 入札参加者名を欠く入札（電子調達システムによる場合は、電子認証書を取得していない者のした入札）
- 六 金額を訂正した入札
- 七 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- 八 明らかに連合によると認められる入札
- 九 当該入札について他の入札参加者の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者のした入札
- 十 入札において2通以上の入札書を提出した者のした入札

十一その他入札に関する条件に違反した入札

2 開札後、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該者のした入札は無効として取り扱うものとする。

一 予決令第86条第1項に基づく調査等の支出負担行為担当官が行う調査に協力しないとき

二 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、防衛省発注工事等からの排除要請があったとき

(落札者の決定)

第10条 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える工事又は製造その他の請負契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするところがある。

2 予決令第85条の基準（防衛省所管契約事務取扱細則第25条第1項（1）に定める基準）に該当する入札を行った者は、支出負担行為担当官の行う調査に協力しなければならない。

(再度入札)

第11条 開札をした場合において、落札者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。

2 入札を無効とされた者は、再度入札に参加することができない。

3 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

4 再度入札において落札者がいないときは、次の各号に掲げるいずれかの措置をとる旨を告げ、当該措置がとられる。

一 不調とする。

二 引き続き入札を行う。

三 低価の入札参加者から順次随意契約の相手方として商議を行う。

二又は三を行っても落札者が決定しない場合は不調とする。

(落札となるべき入札をした者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第12条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

(落札者が契約を結ばない場合)

第13条 落札者が契約を結ばない場合には、次の各号に掲げるいずれかの措置がとられる。なお、契約を結ばない落札者については、入札保証金の納付を免除した場合にあっては損害賠償の請求を受けるほか、指名の制限、資格審査の更新の制限等が行われることがある。

- 一 再度公告又は通知により改めて入札を行う。
- 二 予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者で商議が成立した相手方をもって随意契約の相手方とする。

(随意契約による商議等)

第14条 随意契約による商議等は次の各号のとおり行う。

- 一 随意契約による商議は、見積書を提出して行うものとする。
- 二 予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者で商議が成立した相手方をもって随意契約の相手方とする。

(契約保証金)

第15条 落札者は、契約書の案の提出と同時に、契約金額の100分の10以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りではない。

2 落札者は、前項本文の規定により契約保証金を納付する場合には、あらかじめ、現金を取扱官庁の保管金取扱店（日本銀行の本店、支店又は代理店）に払い込み、保管金領収証書の交付を受け、これに保管金提出書を添えて支出負担行為担当官に提出しなければならない。

3 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金に代わる担保が振替国債である場合には、あらかじめ、政府担保振替国債提供書並びに政府担保振替国債提供書確認資料を取扱官庁に提出し、当該振替国債の提供を申し出なければならない。また、取扱官庁からこの申出を承認する旨を記

載した政府担保振替国債提供書の交付を受けたときは、当該提供書に記載されている期日までに取扱官庁の口座に当該振替国債に係る増額の記載又は記録がされるよう、取引先の銀行・証券会社等に振り替えの申請を行わなければならない。

4 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証であるときは、当該保証に係る保証書を支出負担行為担当官に提出しなければならない。

5 落札者は、第1項ただし書きの規定により、契約保証金の納付を免除された理由が、履行保証保険契約を締結したことによるものであるときは、履行保証保険に係る証券を支出負担行為担当官に提出しなければならない。

（契約書等の提出）

第16条 落札者は、支出負担行為担当官から交付された契約書案に記名押印し、落札決定の日の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない。）に、これを支出負担行為担当官に提出しなければならない。ただし、支出負担行為担当官の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

（入札説明書等）

第17条 入札説明書等は、積算等の目的以外に使用しないものとする。

2 内訳書において同等品による入札参加を認めている場合で、同等品による入札を行おうとする場合には、指示された時期までに申請すること。

3 内訳書において特に指定のない限り、新品による納入とする。

（異議の申立）

第18条 入札をした者は、入札後、この心得書、入札説明書等及び入札条件等についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

（暴力団排除に関する誓約事項）

第19条 入札参加者は、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」をよく確認し、入札書の提出を以て当該誓約事項を誓約したこととなる旨を了解して入札に参加するものとする。

2 落札者は、自ら又は下請負者等が排除対象者による不当介入を受けたことを認知した場合には、直ちに警察への通報及び捜査上必要な協力を行い、様式4を支出負担行為担当官へ速やかに提出すること。

(その他)

第20条 いわゆる裏ジョイント契約その他不適切な形態による下請負契約又は再委託契約により工事又は業務を実施する等契約当事者相互間の信頼関係を損なうような行為を行ってはならない。

様式 1

委 任 状

当社は、
一切の権限を委任します。

を代理人として定め、下記件名の入札に関する

記

件 名

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

北関東防衛局長 扇谷 治 殿

住 所

会 社 名

役 職

代表者氏名

電 話 番 号

様式 2

入 札 書

件 名

入札金額 円

電子くじ番号：

上記の金額をもって入札公告及び入札心得書の条項を承諾のうえ入札します。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

北関東防衛局長 扇谷 治 殿

住 所

会 社 名

役 職

代 表 者 氏 名

代表者電話番号

代 理 人 氏 名

代理人電話番号

(注1)：金額、月日等の数字は算用数字で明確に記載すること。

(注2)：電子調達システム対象案件には電子くじ番号（任意の3桁の数字）
を記載すること。

様式 3

入 札 辞 退 届

件 名

上記件名について、都合により入札を辞退します。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

北関東防衛局長 扇谷 治 殿

住 所

会 社 名

役 職

代 表 者 氏 名

代表者電話番号

代 理 人 氏 名

代理人電話番号

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の個人情報（役員名簿（有価証券報告書等に記載のもの）及び登記簿謄本により確認できる範囲）を提出すること、並びに、その個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に

利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

支出負担行為担当官 殿

住所
会社名
代表者名

排除対象者による不当介入の概要

貴(支出負担行為担当官名)が発注した公共事業等において排除対象者による不当介入を受けたため、
〇〇警察への通報を行ったことと併せて、下記のとおり報告いたします。

契約機関等 (部課等名まで記入)	
調達要求番号等	
品名・数量	
契約金額	
不当介入に係る 行為者	住所 氏名
発生日時・場所	
不当介入の内容 ・被害の状況	
警察への通報、 捜査上必要な協 力についての対 応状況	
その他特記事項	

注 記入要領は、属紙のとおり。

記入要領

様式4の各項目について、次の要領により記入する。

- 1 住所、会社名及び代表者名・印については、契約書記載の内容とする。
- 2 「契約機関等」の欄には、当該契約締結の機関名（部課等名まで）を記入する。
- 3 「調達要求番号等」の欄には、調達要求書記載の「調達要求番号」又は契約書記載の「契約番号」等を記入する。
- 4 「品名・数量」の欄には、契約書に記載の「品名」又は「件名」等を記入する。
- 5 「契約金額」の欄には、契約金額及び変更契約をした場合は変更契約金額を記入する。
- 6 「不当介入に係る行為者」の欄には、（住所、氏名）を記入する。
- 7 「発生日時・場所」の欄には、不当介入を受けた日時・場所を記入する。
- 8 「不当介入の内容・被害の状況」の欄には、不当介入を受けた事実内容を詳細に記入する。また、不当介入により被害を受けた場合はその事実内容を詳細に記入する。
- 10 「警察への通報、捜査上必要な協力についての対応状況」の欄には、通報先の警察名、通報日時、捜査上必要な協力を行った場合はその内容を詳細に記入する。
- 11 「その他特記事項」の欄には、経緯等を把握するうえで必要な事項があれば記入する。